一人ひとりの生と性

～「性に関する指導」について～

平成 31 年 2 月

大阪府教育委員会

◆◇ 目次 ◇◆

はじめに …… 2

【考え方】

Ⅰ 性に関する指導の必要性 …… 3

２ 子どもたちに育成すべき資質・能力（3つの柱） …… 3

３ 中央教育審議会答申における「性に関する指導」 …… 6

４ 発達段階に応じた「性に関する指導」の基本的な考え方・進め方 …… 7

５「性に関する指導」を効果的に行うための工夫例 …… 10

６ Q&A 集 …… 14

７ 参考リンク一覧 …… 15

【資料】

Ⅰ 学習指導要領について …… 16

２ 小中高等学校における新学習指導要領・解説より …… 16

３ 特別支援学校学習指導要領解説 各教科編(小学部・中学部）より … 21

※ 参考・引用文献一覧 …… 24

※「性に関する指導」参考資料作成委員会名簿 …… 24

はじめに

子どもたちが、生涯にわたって健康な生活を送るためには、保健教育を中心とする教育活動全体を通じて健康に関する正しい知識を習得させるとともに、思考力や判断力、生涯を通じて健康な生活を営むことのできる資質や能力を育成することが重要です。

「性に関する指導」を実施するにあたっては、児童生徒等の発達段階を踏まえ、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、学校全体の指導計画に基づく組織的、系統的な指導を行うこと、また保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ることが重要です。

大阪府教育委員会では、これまでも市町村教育委員会の連絡会や、教職員の研修などをとおして、「性に関する指導」の取組みを支援してきたところです。

このたび、学校での取組みの参考となるよう、本資料を作成しました。学習指導要領や文部科学省等がこれまで示している考え方を整理するとともに、各学校における「性に関する指導」を効果的に行うための工夫例を記載しています。

市町村教育委員会や各学校において「性に関する指導」を実施する際の、参考としてご活用いただければ幸いです。

なお、本冊子において文言の統一を図るため、参考引用文献名として使用されているもの及び、文献からの抜粋として掲載しているもの以外の「性教育」や「性に関する教育」といった文言は、すべて「性に関する指導」に置き換えています。

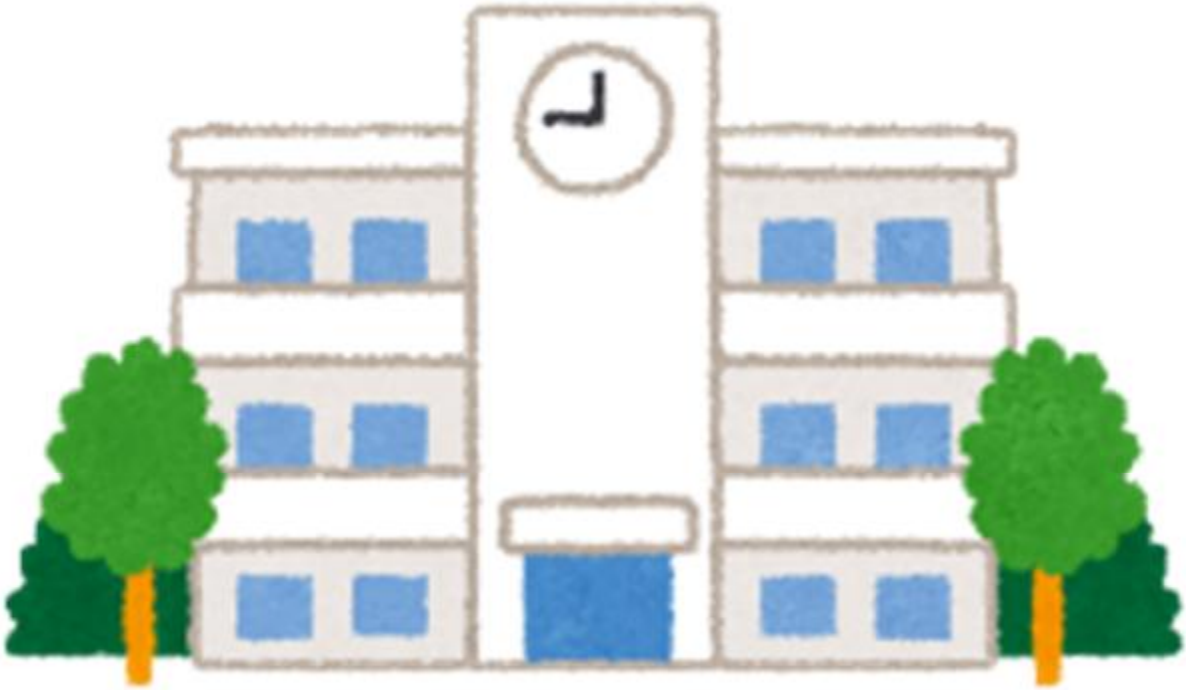

【考え方】

1 「性に関する指導」の必要性

近年、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などにより、子どもを取り巻く社会環境や、生活環境は大きく変化しています。

また、「身体的、生理的な発育発達が早まっていること」や、「性に関する意識や価値観が多様化していること」、「性に関する情報の入手が容易となったこと」などから、性に関する課題は多種多様であり多岐にわたっています。

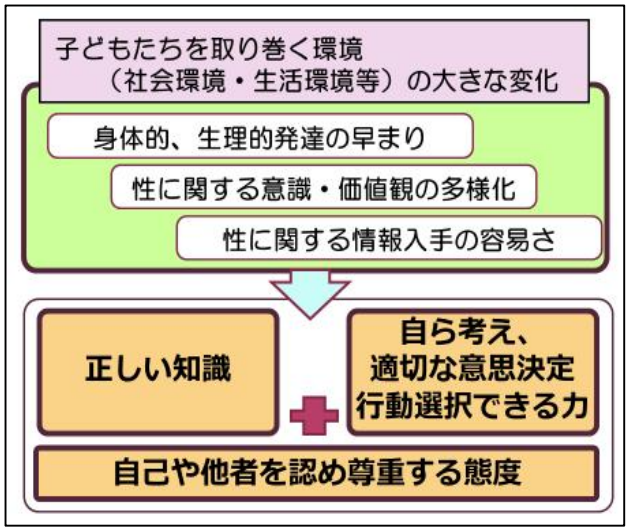

子どもたちが、それらの性に関する課題に対応するためには、正しい知識を身に付けるだけでなく、自ら考え適切な意思決定と行動選択できる力を育むことが重要であり、また、自己や他者を認め尊重する態度の育成が不可欠です。

「性に関する指導」を通じて、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重すること、人間関係の課題を見出し、解決するために話し合い、よりよい人間関係の育成を図ることは、これからの時代に求められる資質・能力の育成につながるものと言えます。

2 子どもたちに育成すべき資質・能力（3つの柱）

これから求められる力

平成 28 年 12 月に中央教育審議会が、次期学習指導要領改訂の方針となる「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（答申）を示しました。

その中で、グローバル化や情報化等が進展する我が国の将来を見据え、新しい時代を担う子どもたちに育成すべき資質・能力について、3 つの柱で整理されています。

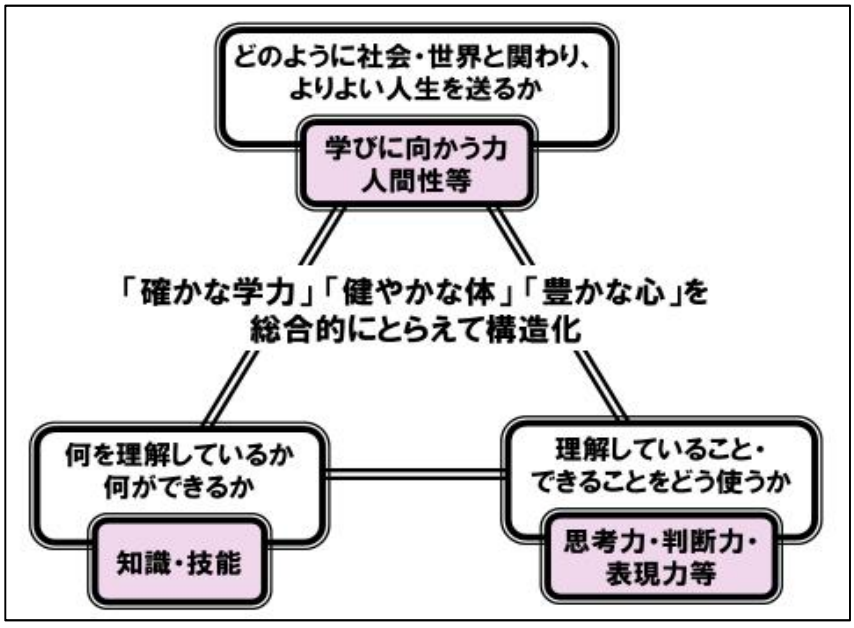

「知識・技能の習得」は「何を理解しているか、何ができるか」、「思考力・判断力・表現力等の育成」は「理解していること、できることをどう使うか」、「学びに向かう力・人間性等の涵養」は「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」と示しています。

下の表は、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」において示された「健康・安全・食に関する力」について抜粋したものです。「性に関する指導」においても、育成すべき資質・能力は同様です。指導の目的を、「何を理解しているか」だけにとどまらず「理解していること、できることをどう使うか」に発展させること、そして「どのように社会や世界と関わり、よりよく生きていくための力に変換させるのか」とすることが重要です。

「健康・安全・食に関する力」

「知識・技能」	様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。
「思考力・判断力・表現力等」	自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。
「学びに向かう力・人間性等」	健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとする態度を身に付けていること。

参考:平成28年12月21日中央教育審議会答申(別紙4「健康・安全・食に関する力」)抜粋

教科等横断的な学習

様々な資質・能力は、教科等の学習から離れて個々に育成されるものではなく、関連が深い教科等の内容事項と関連付けながら育まれるものであり、資質・能力の育成には知識の質や量が重要です。

また個別指導においても、学習指導要領の内容を理解したうえで関連性を考え、教科の指導者と連携を取りながら集団指導と個別指導を相互に連携し、相互に補完しながら実施することで、子どもたちの学びはより深まり、適切な意思決定能力や、よりよい行動選択能力に繋がることとなります。

心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ

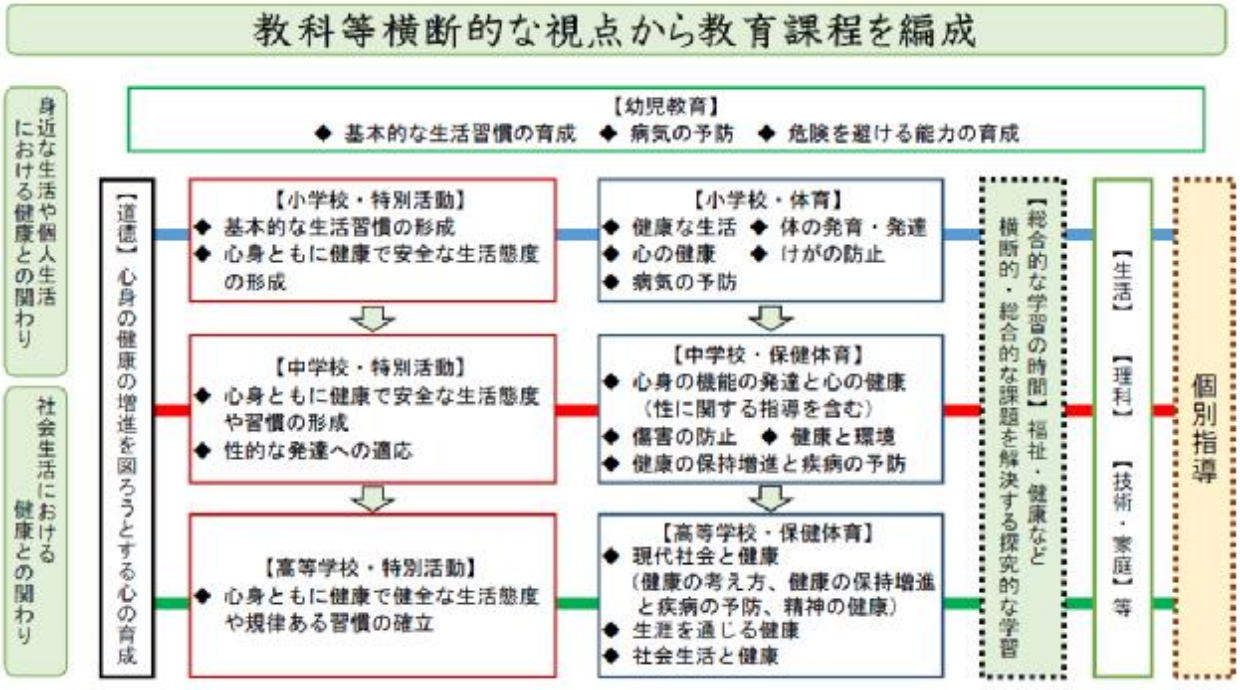

参考:平成28年12月21日中央教育審議会答申(別紙4「健康・安全・食に関する力」)

◆文部科学省「学校における性教育の考え方，進め方」から

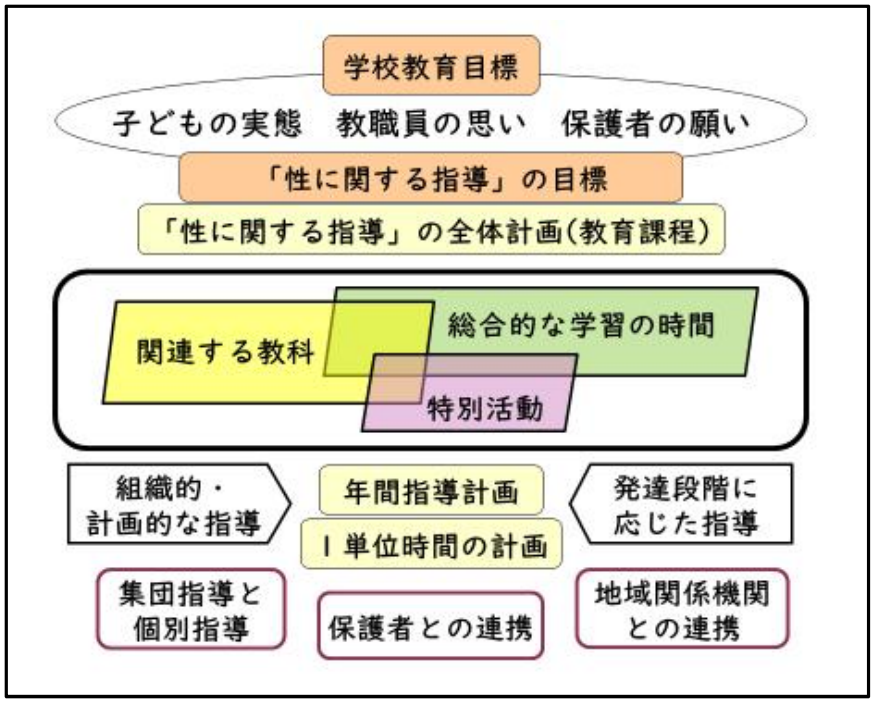

教育の機能は人が集団生活を営む場のすべて、例えば家庭、学校、地域、社会、職場などのそれぞれに存在し、そのいずれにも「性に関する指導」は必要です。

その中で学校における「性に関する指導」は、人間尊重の精神に基づき、人格の完成を究極の目標として行う性に関する教育活動です。

「性に関する指導」は、各教科や特別活動等によって編成される各学校の教育課程に位置付けられた教育活動をとおして実施される場合と、学校生活全体を通じて集団及び個別に行われる生徒指導としての指導や支援が統合されて成り立っています。したがって、学校における「性に関する指導」は、学校の教育目標を踏まえて、家庭や地域社会と連携を図りながら実践されなければなりません。

【 ポイント 】

○「性に関する指導」の一つひとつの学びについて、「何のために学ぶのか」「学ぶことで何が身に付くのか」といった学習の意義を明確にすること。
○ 教科等を越えた視点で教育課程を見渡して相互の連携を図り、学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を行うこと。
○ 学習指導要領に基づき発達段階にそった時期と内容で指導を行うこと。
○ 教職員の共通理解だけではなく、保護者や地域の理解の得られる内容、方法であること。
○ 内容、教材、教具等について、教職員の共通理解の得られるものであること。
○ 個々の理解度や感受性等の個人差にも配慮し、集団指導と個別指導で相互に補完しながら、子どもたちの学びをより深いものとすること。

3 中央教育審議会答申における「性に関する指導」

【 ポイント 】

○ 学校全体で共通理解を図りつつ、学校の教育活動全体をとおし、発達の段階を踏まえること。
○ 性に関する知識を確実に身に付けさせ、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを重視した指導とすること。
○ 「性に関する正しい知識」と、「生命の尊重や望ましい人間関係の構築」を相互に関連付けて指導をおこない、子どもたちが、性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにすること。
○ 家庭・地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を得ること。
○ 集団の場面で「適切な時期・場面に必要な指導・援助を行うガイダンス」をおこない、個別指導により「個々の子どもが抱える課題の解決に向けて指導・援助するカウンセリング」を充実させること。
※ 集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

中央教育審議会答申（平成２０年１月１７日）抜粋

（7） 社会への変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項
（心身の成長発達についての正しい理解）

○ 学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要があり、そのためには、子どもたちが **心身の成長発達について正しく理解**することが不可欠である。
○ しかし、近年、**性情報の氾濫**など（中略）社会環境が大きく変化してきている。このため、特に、子どもたちが **性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題**となっている。また、**若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題**となっている。
○ **学校全体で共通理解を図り**つつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、**発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付ける**こと、**生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築する**ことなどを重視し、**相互に関連付けて指導**することが重要である。
○ また、家庭・地域との連携を推進し**保護者や地域の理解を得る**こと、**集団指導と個別指導の連携**を密にして効果的に行うことが重要である。

中央教育審議会答申（平成２８年１２月２１日）抜粋

5．現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力（健康・安全・食に関する資質・能力）
○ とりわけ近年では（中略）子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。このため、子供たちが、健康情報や**性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにする**とともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。
○ 子供たちの発達を支えるためには、主に**集団の場面で**、あらかじめ**適切な時期・場面に必要な指導・援助を行うガイダンス**に加えて、主に**個別指導により、個々の子供が抱える課題の解決に向けて指導・援助するカウンセリング**を、それぞれ充実させていくという視点が必要であり、こうした視点に立って、**一人一人の発達の特性等に応じた個別指導を充実させていくこと**も重要になる。

4 発達段階に応じた「性に関する指導」の基本的な考え方・進め方

「性教育」という用語の定義があいまいなまま使用され混乱している現状を踏まえ、二次性徴の発現や生殖機能の成熟、受精や妊娠、性器（生殖器）の構造や月経、射精、性行動、性感染症など直接「性」に関連する事柄を内容とする狭義の「性教育」に加え、生命尊重、性行動に関わる危険（リスク）を認識し、回避する態度や望ましい人間関係を築く能力の育成などその基礎となる教育を含む広義の概念としてとらえ、今後は「性に関する教育」と呼び、その推進を図ることとする。

（ 日本学校保健会「学校保健の動向 −平成 23 年度版」抜粋）

【「性に関する指導」の概念について 】

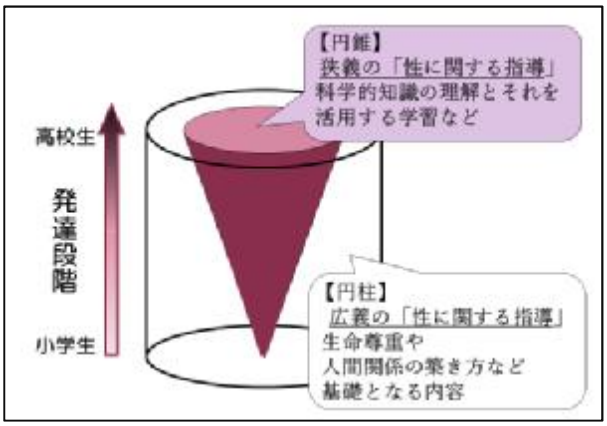

右の図の円柱全てが、広義の概念としての「性に関する指導」（※1）を示しており、その中には逆円錐の形をした、狭義の「性に関する指導」（※2）の内容が含まれます。狭義の「性に関する指導」の内容は、発達段階が進むにつれて、その占める割合は増えていきます。

この図が示すように、「性に関する指導」は、科学的な知識の理解だけでなく、人間関係についての理解やコミュニケーション能力の育成を前提に進められていくものです。

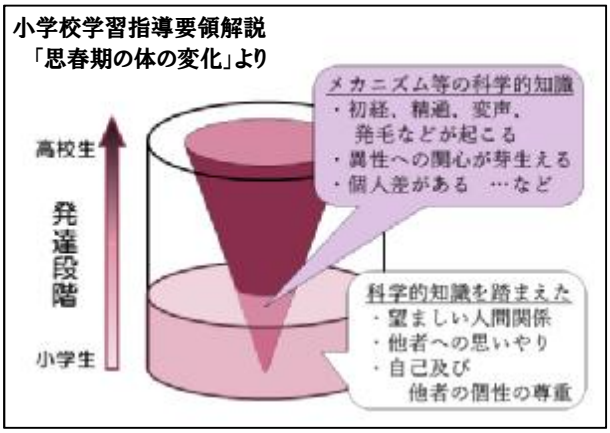

例えば、小学校学習指導要領解説「体育科：保健領域」の（2）体の発育・発達 ア（イ）「思春期の体の変化」では、「㋐思春期には、体つきに変化が起こり、人によっては違いがあるものの、（中略）男女の特徴が現れることを理解できるようにする。」「㋑思春期には、初経、精通、変声、発毛などが起こり、また、異性への関心も芽生えることについて理解できるようにする。」さらに、「これらは、個人差があるものの、大人の体に近づく現象であることを理解できるようにする。」とあり、自分や他者を大切にする気持ちを育てる観点から「発育の違いがあることに気付き、それらを肯定的に受け止めることが大切であることにもふれる」とあります。

「性に関する指導」は、決してメカニズム等の科学的知識だけを理解させるものではなく、人間関係についての理解やコミュニケーション能力の育成を前提として、その上で、心身の機能の発達に関する理解や性感染症の予防の知識などの科学的知識を理解させること、理性により行動を制御する力を養うこと、自分や他者の価値を尊重し相手を思いやる心を醸成させることが重要です。

※1 広義の「性に関する指導」	：狭義の「性に関する指導」に加え、生命尊重や、性行動に関わる危険（リスク）を認識し、回避する態度や望ましい人間関係の築く能力の育成など、それらの基礎となる教育を含めたもの。
※2 狭義の「性に関する指導」	：二次性徴の発現や、生殖機能の成熟、受精、妊娠、月経、射精、性行動、性感染症など、直接「性」に関連する事柄を内容とするもの。

◆日本学校保健会「学校保健の動向 –平成 23 年度版」から

【「性に関する指導」の基本的な考え方 】

人格の完成をめざす

教育は、基本的人権の尊重の精神に基づいて人格の完成をめざすものであり「性に関する指導」も同様です。性に関する事柄、性行動に伴う危険（リスク）を正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、自他の生命や人格を尊重する態度を養うことが重要です。

健康の自己管理能力を育成する

教育をとおして健康の大切さを認識させるとともに、健康に関する子どもの自己管理能力の育成を図ることをねらいとし、「性に関する指導」についても、その観点からの取組みが必要です。

現代的課題に対応する

現代的な課題として、性感染症、人工妊娠中絶などが挙げられますが、それらが生じる背景や要因としては、家庭・地域社会の教育機能の低下、性情報の氾濫、社会環境の変化など、子どもの精神的、社会的発達へ影響を与える多様な問題が複雑に絡んでいます。それらの課題に適切に対応するためには、発達段階における課題や性の意識、性行動、性情報などの実態を把握したうえで、集団または個別の指導を進めていくことが重要です。また、幅広い視野から危険（リスク）を認識させ、それらを回避する態度の育成をめざします。

指導の現状を踏まえて改善する

問題行動の抑制にのみ重点を置く指導や、子どもたちの発達段階や受容能力を踏まえていない指導となっていないか、目標や内容、方法、指導体制等を見直すことも重要です。

【「性に関する指導」の目標 】

① 心身の発育・発達や性に関する知識の正しい理解に基づいて、健康の大切さを深く認識し、危険（リスク）を回避するとともに、自らの健康を管理し、改善することのできる能力を育てる。
② 生命や人格の尊重、男女平等の精神の下、自己や他者を尊重する態度を育み、望ましい人間関係を築くことのできる資質や能力を育てる。
③ 家庭や社会の一員としての自らの在り方を理解し、社会の現状を正しく判断し、情報などに適切に対処するとともに、よりよい家庭や社会づくりに向けて責任ある行動を実践することのできる資質や能力を育てる。

【「性に関する指導」に取り組む際の姿勢 】

学校における「性に関する指導」については、子どもたちは社会的責任を十分にはとれない存在であり、また、一生にわたる健康問題ともなりかねないエイズや性感染症を予防する観点からも、子どもたちの性行為については適切ではないという基本的スタンスに立って指導内容を検討し、そのことを単なる強制ではなく子どもが主体的に学んでいくような指導の工夫が必要です。

◆日本学校保健会「学校保健の動向 –平成 27 年度版」から

【 青少年の性行動の関連要因 】

国内外で実施された青少年の性行動を含む危険行動（※1）に関する研究結果によると、危険行動は多くの環境要因と個人要因の相互作用の結果として生じることが明らかになっています。

環境要因として「仲間」や「メディア」の存在が、個人要因として「自尊心」や「性に関する心理社会的要因（自己効力感）」、「他の危険因子（性交経験、飲酒・喫煙・薬物乱用経験等）」が挙げられます。「性に関する指導」の内容と方法を考える際には、青少年の性行動を単独でとらえるのではなく、青少年が示す様々な危険行動や問題行動の一つとしてとらえ、包括的なアプローチをすることが重要です。

具体的には、様々な危険行動や問題行動の共通の保護要因である自尊心やライフスキル（※2）を高めることによって、青少年が人生上の困難を前向きに乗り越え、成長し続けることを支援するという観点に立つことが重要です。

※１　危険行動は、「青少年及び大人における傷病や死亡の直接的・間接的な原因となっていること」、「青少年期に始まり、大人になるにしたがって定着し悪化していくこと」「出現が相互に関連していること」等の特性を有するもので、主に、「不慮の傷害や暴力に関係する行動」、「喫煙」、「飲酒および薬物乱用」、「望まない妊娠および HIV を含む性感染症に関係する性行動」、「不健康な食行動」、「運動不足」などがあげられる。《 米国疾病管理センター（CDC）》

※２　ライフスキルとは、「日常生活の中で生じる様々な問題や要求に対して，建設的かつ効果的に対処するために必要な心理社会的能力」のことをいう。（ＷＨＯ精神保健部局ライフスキルプロジェクト）

◆文部科学省「学校における性教育の考え方，進め方」及び
日本学校保健会「学校保健の動向 –平成 29 年度版」から

【「性に関する指導」を推進する際の留意点 】

身体的・精神的発達や、性的成熟の個人差が大きいこと、性に関する情報の質や量にも差異があること、また、性の多様性などに対応するため、集団指導で教える内容と、個別指導で教える内容を明確にし、それらを関連させて指導することが重要です。

また、保護者や、教職員が持つ性に対する意識や、「性に関する指導」への理解や認識もまた、多様であるということを念頭に、教職員の共通理解を図るだけでなく、保護者に対しても、理解と協力を得るために、たとえば事前に学年だよりなどで情報提供を行ったり、保護者参観や学校公開日などで授業を公開するなど、性に関する指導が適切に実施されるために配慮することが大切です。

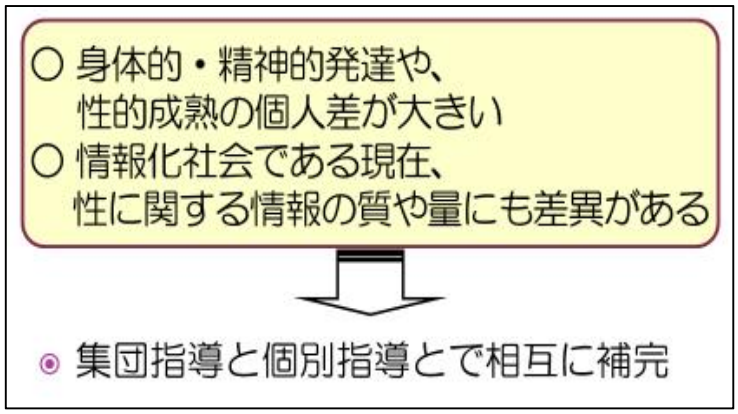

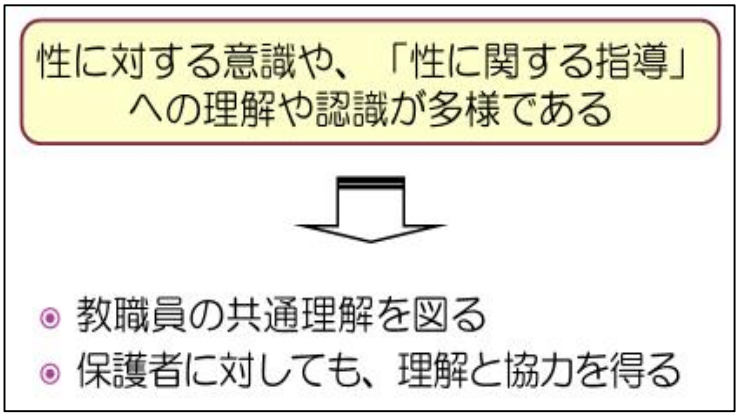

5 「性に関する指導」を効果的に行うための工夫例

工夫例①　地域・保護者・教職員の理解を得る

【 小学校 】

◆保護者の理解を得る工夫

○ 学年懇談会や学級懇談会において、「性に関する指導」の学習内容を事前に説明している。
○ 特に配慮の必要な子どもについては、個人懇談会や家庭訪問にて事前に説明を行っている。
○ 児童が、学校で学習した「性に関する指導」の内容を、保護者に伝える機会を設定している。（学年だよりや学級通信など）
※ 保護者と児童が性に関する内容の話ができる関係となり、児童が何か困ったことがあれば、保護者に相談できるようになることを狙いとしている。

◆学校全体で共通理解を図る工夫

○ 校内での授業研究会や研修会をとおして教職員の意識向上に努めている。
○ 指導が必要と思われる場合は、発達段階を考慮しつつ、保護者や教職員の共通理解を図りながら進めている。
○ 教職員で、それぞれが持つ「性に対する意識」や「性に関する指導」への考え方などについて話をする機会を設定している。
○ 保護者の「性」に対する考え方が多様であることから、指導内容については、学年で十分に検討している。
○「性に関する指導」について、自らの経験などを語って頂ける保護者等の協力体制も視野に入れた、指導内容を企画している。

【 中学校 】

◆保護者の理解を得る工夫

○ 事前に、文書による周知やアンケートなどを実施している。
○ 実施日時や方法・内容などを記載した案内文を配付し、保護者にも参加を促している。
○ 指導の前後に学年通信等を利用して、指導内容・授業の様子・生徒の感想を保護者に伝えている。

◆学校全体で共通理解を図る工夫

○ 職員会議や職員研修の場で、指導内容（指導計画、教材、指導案など）の周知を図っている。
○ 外部講師を活用する際に、指導内容や使用教材について、事前に教職員で確認する機会を設けている。

◆その他（地域との連携）

○ 地域の「子育て支援広場」やＮＰＯ法人に協力を依頼して、子育て体験授業を実施している。
○ 保健センターの保健師や、市民病院の看護師、助産師を外部講師として活用している。

【 高等学校 】

◆保護者の理解を得る工夫

○ 保護者に対して公開授業を行っている。

○ 実施前に、**PTA** 総会で実施要項を示し理解を得るとともに、内容に関して保護者に周知している。

◆学校全体で共通理解を図る工夫

○ ＨＲ（ホームルーム）の時間を利用し、「性に関する指導」を学年全体に対して行う際に、担任・学年主任・保健体育科教員・家庭科教員・養護教諭といった関係教職員が集まり、内容の検討を重ね実施している。

○ 「性に関する指導」を実施する際には、保護者からの問い合わせ等への対応方針について、事前に打合せを行っている。

○ 学校全体で取り組めるよう職員会議で実施要項を示し、内容の周知及び協力を依頼している。

○ 生徒の意識や実態を把握するため、生徒への「性に関する意識調査」を実施している。

◆その他（地域との連携）

○ 近隣の小学校や中学校の教職員に対して、本校での「性に関する指導」の公開授業を実施している。公開授業の後に、各校種からの意見や情報の交流を図っている。

【 支援学校 】

◆保護者の理解を得る工夫

○ 「ほけんだより」や「学校だより」で必要性や実施内容についてお知らせしている。

○ 保護者の思いや困っていること、不安なことについて事前にアンケートをとり、必要な内容を授業に盛り込んでいる。

○ 授業で活用したワークシート等を児童生徒が持ち帰り、家で保護者とともに授業の振り返りを行うことを宿題とすることで、実施した内容が保護者にも伝わるようにしている。

○ 外部講師を活用し、保護者向けの性に関する内容の講演会を開催した。
保護者向けの講演ではあったが、講師には児童生徒への講演会同様、事前に児童生徒の様子や実態、また学校での既習の指導内容などを伝え、講演内容を構成してもらった。

工夫例②　集団指導と個別指導の連携

【 小学校 】

○ 学校で急に初経を迎えるケースも多く、保健室にて対応や相談ができることを、担任から伝えてもらうようにしている。

○ 集団指導において「思春期の体の変化に差があること」について指導をした際、自身の体について不安や悩みを抱える児童に対して、一人ひとりに応じた指導や対応を行えるよう、保健室にて個別指導できる体制を組んでいる。同学年の児童に共通する悩みであることを丁寧に指導しつつ、疾患が潜んでいないかといった健康相談の観点からも、児童の相談に対応している。

【 中学校・高等学校 】

○ 個別指導を行った内容を関係教職員で共有し、学年が変わっても支援や指導を継続できるようにしている。

○ 集団指導を実施する際には、生徒の個々の疑問等に対応できるよう個別指導の体制を必ず作り実施している。

○ 個別指導の内容について、関係教職員で共有し、保健室だけでなく、多くの教職員で関われるように共通理解を図っている。

○ 集団指導後の感想用紙に記名欄を設け、記載内容によっては、個別指導が行えるよう個別に声をかける体制をとっている。（記名してもらうことで、生徒が自由に書きづらいというデメリットもあるが、性加害や性被害についての記述から個別指導に繋げることができた事例もあった）

○ 保健室内で生徒達と何気なく話していることなどを、集団指導の内容に取り入れている。生徒達の年代の考え方や感覚を考慮して、生徒が自分のこととして受け入れられるような授業づくりを行っている。（当事者には事前に了解を取っておく）

【 支援学校 】

○ 心とからだをテーマとした学習内容を、廊下に貼り出し発表の場を設けた。日常生活の場で目に見える環境つくりを行い、それらをきっかけに生徒と個別の話ができるような雰囲気づくりを行っている。

○ 集団指導で学習した内容をポスターにしてクラスに掲示している。生徒自身も必要な時に内容を振り返ることができるし、担任からも必要なタイミングで個別指導ができるようにしている。

○ 集団指導から踏み込んだ内容の質問があった場合に、個別で対応できるよう体制を整えている。

工夫例③　校種間連携を含む、組織的・系統的な取組み

【 小学校 】

○ 校内で個々に実施されていた「性に関する指導」の内容を集約し整理を行うことで、学校全体のカリキュラム編成を行った。

○ 男女共生センターの登録団体と連携し、小学校３・４年生対象に、いじめや誘拐、性被害防止などをテーマとした「ワーク」を実施している。

【 中学校 】

○ 年度初めの保健教育部会で、３年間をとおした指導内容の検討をしている。

○ 小中連絡会などの機会を利用し、校区の小中間での指導内容を確認している。

○ 各校における実践記録を養護教諭部会にて共有している。

【 高等学校 】

○ 自治体の子育て支援課と連携して赤ちゃんとの交流授業を実施している。

○ 地域の関係機関に依頼し、乳幼児のいる方に講師として来ていただいている。

○ 乳幼児とのふれあいとともに、子育てについて「親への聞き取り」授業を行っている。

○ 学校が所有している「沐浴人形」と「新生児抱き人形」を、依頼に応じて地域の小中学校に貸し出しをしている。

○ 本校のピアサポートグループ（生徒）が、近隣の小中学校の児童生徒に対して授業を行っている。

※ 事前に対象校が「性」についてどのように学ぶのか、カリキュラムの確認をしている。

【 支援学校 】

○ 学校独自の「性に関する指導のステージ表」を作成し、学校内で系統立てた指導を行っている。

○ 略案ではあるが、各学部で指導案を作成し授業を行っている。実施した指導内容の情報を指導案も含めて収集分析し、日常生活の指導に活かしたり、ステージ表への反映等を行っている。

6 Q&A 集

Q1　「発達の段階を踏まえる」とは、どういうことですか？

学習指導要領に示された内容を、実施学年で適切に実施するということです。

Q2　「集団指導で教える内容と個別指導で教える内容を明確にし、それらを関連させて指導することが重要です」とありますが、具体的には何を集団で教え、何を個別に教えればいいのですか？

集団指導において、子どもの個々の実態に即した指導を行うことが困難な場合に、個別指導では集団指導で学習した知識・理解を補完し、一歩踏み込んだ具体的な指導をしていくこととなります。子どもたちの心身の成長発達や感受性にも個人差があることや、各学校において子どもたちの抱える課題に違いがあることから、各学校において、子どもたちの実態を把握し、集団指導で教える内容と個別指導で教える内容を明確にし、それらを関連させて指導していくことが重要となります。また、個別指導で扱う事例は、場合によっては健康相談等の保健管理の側面から支援が必要となることもありうることから、学校医や専門的な機関等と連携を図ることも重要です。

Q3　外部講師を活用する際の留意点はありますか？

外部講師を活用することで、専門的な知見に基づいた指導をしていただくことが可能となり、効果的な指導が期待できます。しかし、外部講師に全てお任せというスタンスで実施することがないようにしなければなりません。

講師へは事前に、学校や子どもたちの状況、これまでに既習した内容等を伝え、それらを踏まえたうえで、学校が講師に指導していただきたい内容などを示すなど、打ち合わせを十分に行う必要があります。

また、実施前に指導の目的や内容等について、保護者へ周知を図ったり、事後の様子などを伝えるなど、保護者の理解を得る工夫なども重要です。

Q4　養護教諭は、実務経験 **3** 年以上で兼職発令を申請できますが、条件に満たない間は保健の授業（※）を行うことはできないのでしょうか？

年間の教育計画に基づき、組織的・継続的に保健の領域に関わる事項のうち、一定のまとまった単元（小単元や項目も含む）の授業を行う場合は、任命権者による教諭等の兼職発令を要しますが、一時的に保健の授業を行う場合は、発令を要しません。養護教諭が、担任や体育科の教員とティーム・ティーチングで授業を行うことは可能です。

養護教諭の専門的な立場からも、保健室の機能を通じて得られる子どもたちの情報を把握していることからも、「性に関する指導」の計画立案や資料提供といった積極的な協力が望まれます。

兼職発令の制度に関わらず、養護教諭が授業を行う場合は各学校の状況を踏まえ、養護教諭不在時の保健室の利用方法、緊急時の対応について全教職員で確認しておくなど、学校全体の共通理解や協力体制を整えることが重要です。

※　「保健」の授業とは、小学校の課程にあっては、教科「体育」の保健領域、中学校の課程にあっては、教科「保健体育」の保健分野、高等学校の課程にあっては、教科「保健体育」の科目「保健」の授業をいう。

7 参考リンク一覧

≪性犯罪被害に関すること≫

◆ 大阪府政策企画部 青少年・地域安全室治安対策課 HP

○ 性犯罪の被害に遭われたときは：

http://www.pref.osaka.lg.jp/chiantaisaku/seihanzaitaisaku/higainiattabaai.html

『相談窓口の紹介』※詳細は HP に記載されている「時間」及び「備考」をご確認ください

1. ウーマンライン（大阪府警察本部内）＊連絡先：06-6941-0110［女性警察官が対応］
2. 性暴力救援センター・大阪（SACHICO〈サチコ〉）＊連絡先：072-330-0799
   ［女性のみ対象］
3. サチッコ　　＊連絡先：06-6632-0699［19 歳までの子ども］
4. こころの電話相談　　＊連絡先：06-6607-8814

○ 性犯罪・性暴力の被害にあったら：http://www.pref.osaka.lg.jp/chiantaisaku/seibouryoku/index.html

- 資料「被害後にあらわれるさまざまな変化・反応」
- 資料「相談窓口の紹介」
- 資料「被害にあわれた方のために気を付けてほしいこと」 等

≪妊娠・性感染症に関すること≫

◆ にんしんＳＯＳ（おもいがけない妊娠等の相談窓口）HP：http://www.ninshinsos.com/

運営：大阪母子医療センター　母子保健情報センター

◆ 大阪府健康医療部 保健医療室医療対策課 HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/aids/jouhou.html

大阪府エイズ・ＨＩＶ情報

・エイズ（ＡＩＤＳ）とはどんな病気か？

・相談・検査・診療機関等一覧（HIV・梅毒・クラミジア等）

≪人権に関すること≫

◆ 大阪府教育センターHP：http://wwwc.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

人権教育リーフレットシリーズ

4-セクシュアル・マイノリティの人権 / 11-セクシュアル・マイノリティの人権②

◆ 文部科学省 HP：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

文部科学省作成 周知資料

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」

≪思春期の悩み全般に関すること≫

◆ 健やか親子 21（第２次）HP：http://sukoyaka21.jp/puberty_survey_2017/puberty_survey_2017_02

○ 中学生・高校生２万人を対象とした思春期アンケート調査の結果について

◆ 厚生労働省 HP：

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/adolescence.pdf

○「Adolescence わからないことがここにある。」（参考資料）

※ Adolescence の子どもたちのからだのこと、生活のこと、性のこと、こころのことについて

（ Adolescence = 思春期 ）

【資料】

1 学習指導要領について

学習指導要領とは

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として定められたものです。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。

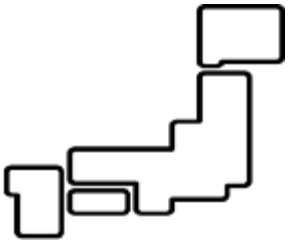

2 小中高等学校における新学習指導要領・解説より

「性に関する指導」における共通の記載事項

[小学校体育科、中学校保健体育科、高等学校科目保健] 解説、
及び[小中高等学校：特別活動] 解説で、共通する記載事項

指導に当たっては、

- ○ 発達の段階を踏まえること
- ○ 学校全体で共通理解を図ること
- ○ 保護者の理解を得ること

などに配慮することが大切である。

Ⅰ 教科：体育科保健領域・保健体育科保健分野・科目保健

小学校 体育科：保健領域（第4学年）

（2）体の発育・発達
ア 体の発育・発達について理解すること。
（ア）体は、年齢に伴って変化すること。また、体の発育・発達には、個人差があること。
（イ）体は、思春期になると次第に大人の身体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること。

【内容の取扱い】自分と他の人では発育・発達などに違いがあることに気付き、それらを肯定的に受け止めることが大切であることについて触れるものとする。
運動と健康が密接に関連していることについての具体的な考えがもてるよう指導すること。

中学校 保健体育科：保健分野（第1学年）

（2）心身の機能の発達と心の健康
ア　心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすること。
（イ）思春期には、内分泌の動きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。

【内容の取扱い】 妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性への尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。

中学校 保健体育科：保健分野（第3学年）

（1）健康な生活と疾病の予防
ア　健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。
（オ）感染症は、病原体が主な原因となって発生すること。また、感染症の多くは、発生源を無くすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できること。

【内容の取扱い】 後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする。

高等学校 科目保健（入学年次及びその次の年次）

（3）生涯を通じる健康
ア　生涯を通じる健康について理解を深めること。
（ア）生涯の各段階における健康
生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること。

【内容の取扱い】 思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。また、生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。
責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。

Ⅱ 特別活動（小中高等学校）

[学級活動・ホームルーム活動]
小中高等学校共通

２．内容
１の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

※ 全ての学年＝毎学年行うもの

小学校 特別活動 [学級活動]

（２）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

【解説】保健に関する指導としては、心身の発育・発達、心身の健康を高める生活、（中略）これらの題材を通して、児童は、（中略）自分で判断し、処理する力や、心身の健康を保持増進する態度を養う。さらに、性や薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、児童を取り巻く環境が大きく変化している。こうした課題を乗り越えるためにも、（中略）必要な情報を児童が自ら収集し、よりよく判断し行動する力を育むことが重要である。
なお、心身の発育・発達に関する指導に当たっては（中略）配慮する必要がある。内容によっては、養護教諭などの協力を得て指導に当たる必要がある。

中学校 特別活動 [学級活動]

（２）日常の生活や学習への適応と事故の成長及び健康安全
イ 男女相互の理解と協力
男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

【解説】（略）具体的には、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の生き方などの題材を設定し、（中略）話し合うなどの活動の工夫を行うことが考えられる。また、社会科、保健体育科、技術・家庭科、道徳科などの学習とも関連させ、（中略）家庭や社会における男女相互の望ましい人間関係の在り方などについても、幅広く考えていくことが大切である。なお、この内容については、性に関する指導との関連を図ることが重要であり、内容項目のウとして挙げている「性的な発達への対応」とも関連付けて、生徒の発達の段階や実態、心身の発育・発達における個人差などにも留意して、適時、適切な指導を行うことが必要である。加えて（中略）事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておくなど、計画性をもって実施することが求められるところであり、適切な対応が必要である。

ウ　思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応

心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとすること。

【解説】（略）中学生にとって、性を考えることは、大人として自立するための大切な過程であるが、自分の存在に価値や自信がもてないなど、時には様々な心の葛藤や遊びに傾斜する心と結び付き、性的な逸脱行動も危惧されることから、個々の生徒理解に基づく指導が大切である。

（中略）また、思春期の心と体の発育・発達、性情報への対応や性の逸脱行動に関すること、エイズや性感染症などの予防に関すること、友情と恋愛と結婚などについての題材を設定し、資料をもとにした話合いや、専門家の講話を聞くといった活動が考えられる。

なお、保健体育（保健分野）をはじめとした各教科、道徳科等の学習との関連、学級活動の他の活動との関連について学校全体で共通理解した上で、教育の内容や方法について保護者の理解を得ることが重要である。

また、思春期の心と体の発達や性については、個々の生徒の発達の段階や置かれた状況の差異が大きいことから、事前に、教職員が、集団指導と個別指導の内容を整理しておくなど計画性をもって実施する必要がある。また、指導の効果を高めるため養護教諭やスクール・カウンセラーなどの専門的な助言や協力を得ながら指導することも大切である。

高等学校 特別活動 [ホームルーム活動]

（2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

イ　男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

【解説】（略）独立した一個の人格としてその尊厳を重んじ、（中略）異性間における相互の在り方は、基本的に同性間におけるものと変わることころがない。

高校生の時期は、身体的にほぼ成熟し、男女それぞれの性的な特徴が明確になってくる。それにつれて、異性への関心も高まり、異性との交友を望むようになり、（中略）男女が相互に相手を異性として強く意識するようになることが、かえって男女における身体的・精神面の違いの理解や、異性と人間関係を築くことに当たってのルールやマナーについての理解の妨げとなる場合もある。このため、男女相互の理解を一層深めるとともに、人間として互いに協力し尊重し合う態度を養うことが大切である。

（中略）ここで育成を目指す資質・能力としては、（中略）家庭や地域社会における男女相互の理解と協力の在り方などについて幅広く考え、共に生きる人間として豊かに成長しようとする態度を育てることも考えられる。（中略）なお、「男女相互の理解と協力」については、性に関する指導との関連を図ることが大切である。性に関する指導については、青少年の性意識の変化、性モラルの低下などが指摘されていることを十分に考慮し、特別活動全体を通して行う人間としての在り方生き方に関する指導との関連を重視するとともに、特に、保健体育科の「保健」との関連を図り、心身の発育・発達における個人差にも留意して、生徒の実態に基づいた指導を行うことが大切である。

オ　生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

【解説】（略）日常の健康や安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や健康及び安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。（中略）自らの健康状態についての理解と関心を深め、望ましい生活態度や習慣の形成を図っていくことが大切である。（中略）高校生には、自他の健康保持に主体的に取り組む態度や、自己の安全を確保するのみならず、身の回りの人の安全を確保する態度を育むことが期待されている。

（中略）性に対する正しい理解を基盤に、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、適切な行動がとれるように指導することも大切であり、性的情報の氾濫する現代社会において、自己の行動に責任をもって生きることの大切さや、人間尊重の精神に基づく男女相互のよりよい人間関係の在り方などと結び付けて指導していくことが重要である。（中略）性情報への対応や性の逸脱行動に関すること、エイズや性感染症などの予防に関すること、（中略）実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法を用いて展開していくことが考えられる。（中略）心身の健康と安全に関わる指導は、（中略）内容によっては、養護教諭や関係団体などの協力を得ながら指導することも大切である。

心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ

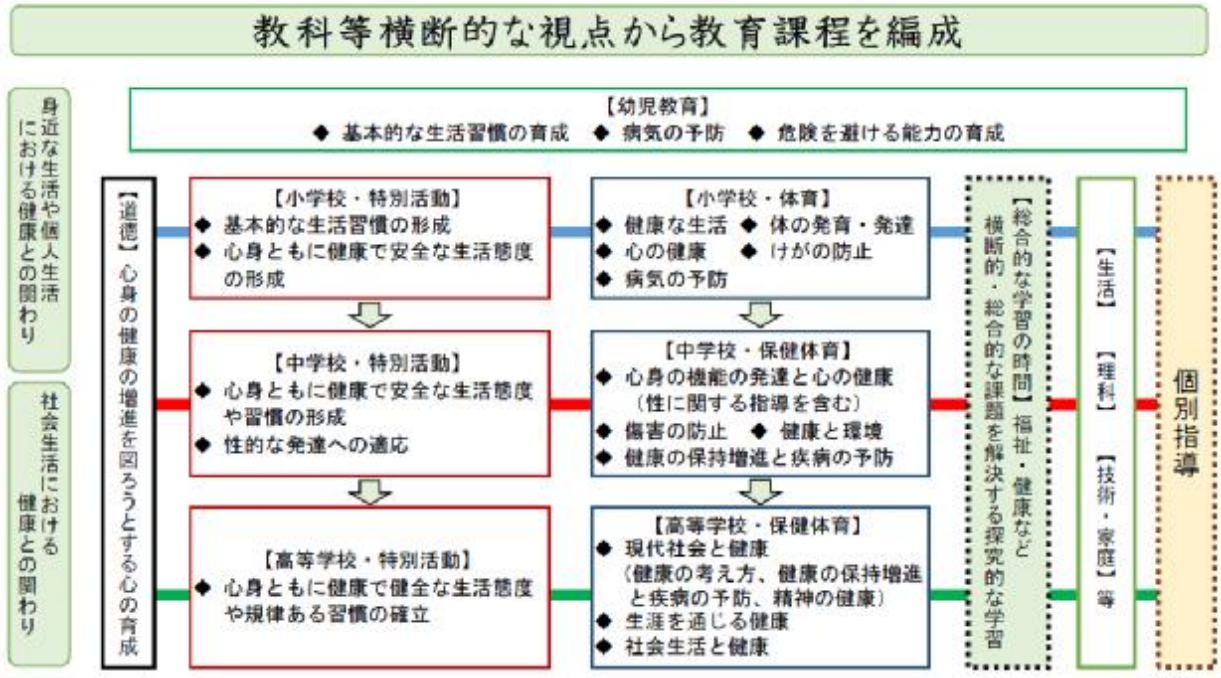

参考：平成28年12月21日中央教育審議会答申（別紙4「健康・安全・食に関する力」）

3 特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)より

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

《第3章》

第1 各教科の目標及び内容等

（略）特別支援学校の小学部［中学部］の各教科の目標、各学年［各学年、各分野又は各言語］の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校（中学校）学習指導要領第２章に示されているものに準ずることとしている。

（中略）しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、（中略）準ずるのみならず、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮しなければならない。

※ 小(中)学校学習指導要領第２章には「各教科」について示されています。

知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

《第4章》

第2節 3 指導の形態について

（略）特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科をもとに各教科の内容の指導を行うこととなる（中略）。

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第２章第１節第２款及び第２章第２節第２款における各教科の目標及び段階の目標を踏まえ、（中略）それぞれの教科の特質や指導内容に応じて更に小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。

※ 第２章第１節第２款=知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校
※ 第２章第２節第２款=知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第4節 小学部の各教科 -第6 体育科 -3 各段階の目標及び内容 -G保健

保健領域は、従前生活科で取り扱っていた「健康・安全」のうち、「健康管理」について、体育科の保健として取り扱うこととし、新設された領域である。（中略）

指導にあたっては、生活科の各領域や日常生活の指導などと関連付けながら指導するとともに、日ごろから児童の健康状態について十分に把握しておき、その状態に応じて対応できるようにすることが大切である。

なお、月経の指導については、個別指導を基本とするが、開始の時期や期間中の様子などに個人差があるので、各段階とも家庭等の協力を得て、生理用品一式を用意しておくとともに、不安感をもたないで初経を迎えられるようにすることが大切である。

処置については生活科の用便、清潔、身なりの指導と関連させながら、初期の段階で個別に指導する必要がある。また、児童が、月経時に自分から女性教師に声をかけるよう指導することも大切である。

第5節 中学部の各教科 -第7 保健体育科 -3 各段階の目標及び内容 -H保健

（略）保健領域の学習指導では、家庭等との連携を密にしながら、生涯にわたって活用できる能力や態度を育てることが大切である。また、小学部の保健領域の内容とともに生活科における「基本的生活習慣」や「安全」の指導を踏まえ、家庭科の指導内容と関連付けながら、指導する必要がある。

そのためには、一人一人の生徒の知的障害の状態等を踏まえ、身体的成熟や心理的な発達に合わせて、女子の初経や月経の処置等に関する指導や男子の精通への対応など、性に関する指導を行う必要も考えられる。

《第4章》 ー 体育科･保健体育科

小学部 [体育科]

○3段階 （1）目 標

ア 基本的な運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けるとともに、健康や身体の変化について知り、健康な生活ができるようにする。

【解説】（略）「健康や身体の変化」とは、身体測定の結果や年齢に伴う身体の変化と身近な事柄としての思春期における身体の変化などのことである。（中略）「健康な生活ができる」とは、自分の身体を洗うことなどの衛生面や食欲の変化等の体調の管理などをできるようにすることである。（中略）開始の時期や期間中の様子などに個人差はあるが、初経や月経、精通への対応も含まれる。

○3段階 （2）内 容 G 保健

ア（中略）健康や身体の変化について知り、健康な生活に必要な事柄に関する基本的な知識や技能を身に付けること。

【解説】（略）「健康や身体の変化について知り」とは、（中略）身体測定の結果や身体の変化などから、自分の身体の成長に関心をもち知ることである。

中学部 [保健体育科]

○1段階 （1）目 標

ア 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その特性に応じた行い方及び体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。

【解説】（略）「体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり」とは、身体測定の結果や性徴を通した体の発育に関すること、（中略）ストレスへの対処法やけがの処置も含まれている。
なお、体の発育・発達に伴う初経や月経、精通などや（中略）ストレスの対処法やけがの処置などについて、適切な対応を行うための初歩的な動きや技能をわかるようにすることである。

○1段階 （2）内 容 H 保健

ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な知識及び技能を身に付けること。

【解説】「体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方」とは、例えば、身体測定の結果や性徴を通して体の発育に関心をもち、（中略）生活に必要な習慣や態度を身に付けることである。

○2段階　（1）目　標

ア 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた行い方及び体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けるようにする。

【解説】「仕方について理解」とは、各領域における運動や競技を行うために必要な基本的な技能を習得し、自らの力で対応できることである。また、体の発育・発達に伴う初潮や月経、精通など（中略）、基本的な技能の方法を習得し、自分で対応できるようにすることである。

○2段階　（2）内　容　H 保健

ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けること。

【解説】「体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し」とは、1段階の内容について自ら行動できるようになることであり、気持ちが意欲的であること、元気なこと、具合の悪いところがないこと、などの心と体の調子が良い状態にあることを理解し実践できるようにすることが大切である。

《第5章》 ― 特別の教科　道徳

小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずる（中略）。

※ 小(中)学校学習指導要領第3章には「特別の教科 道徳」について示されている。

《第7章》 ― 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずる（中略）。

※ 小学校学習指導要領第5章及び中学校学習指導要領第4章には「総合的な学習の時間」について示されている。

《第8章》 ― 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずる（中略）。

※ 小学校学習指導要領第6章及び中学校学習指導要領第5章には「特別活動」について示されている。

※ 参考･引用文献一覧

◆「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について（答申）」，中央教育審議会答申（平成 **28** 年 **12** 月 **21** 日），

◆「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」，中央教育審議会答申（平成 **20** 年 **1** 月 **17** 日），

◆「学校保健の動向 － 平成 **23** 年度版」，日本学校保健会，**2011** 年 **11** 月 **30** 日，

◆「学校保健の動向 － 平成 **27** 年度版」，日本学校保健会，**2015** 年 **11** 月 **20** 日，

◆「学校保健の動向 － 平成 **29** 年度版」，日本学校保健会，**2017** 年 **11** 月 **15** 日，

◆「学校における性教育の考え方，進め方」，文部科学省，平成 **11** 年 **3** 月，

◆「教職員のための指導の手引～**UPDATE**！エイズ・性感染症～」，日本学校保健会，平成 **30** 年 **3** 月，

◆ 文部科学省「小学校学習指導要領」平成 **29** 年 3 月告示及び解説，

◆ 文部科学省「中学校学習指導要領」平成 **29** 年 3 月告示及び解説，

◆ 文部科学省「高等学校学習指導要領」平成 **30** 年 3 月告示及び解説，

◆ 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説　各教科等編（小学部・中学部）」平成 **30** 年 3 月，

※ 平成30年度「性に関する指導」参考資料作成委員会　名簿

敬称略

	名　前	所属等
◎	大川　　尚子	関西福祉科学大学 健康福祉学部健康科学科　教授
	西野 由美子	河内長野市立千代田小学校　指導養護教諭
	塩谷　　純子	阪南市立尾崎中学校　指導養護教諭
	秋鹿　　萌子	大阪府立福井高等学校　養護教諭
	李　　容司	大阪府立箕面支援学校　養護教諭
	五十里 圭信	茨木市立豊川小学校　教諭
	松林 五十鈴	岸和田市立久米田中学校　教諭
	鬼頭 美奈子	大阪府立福井高等学校　教諭
	瀧谷　　俊也	大阪府立堺支援学校　教諭

事務局	木場　　恒樹	大阪府教育庁 教育振興室保健体育課 保健総括主査
	大更 真須美	大阪府教育庁 教育振興室保健体育課 指導主事
	西　　美絵	大阪府教育庁 教育振興室保健体育課 指導主事

◎委員長